

## 個人情報の保護に関する規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
  - 第2章 個人情報の利用目的の特定等（第4条―第6条）
  - 第3章 個人情報の取得の制限等（第7条―第8条）
  - 第4章 個人情報の管理（第9条―第11条）
  - 第5章 個人データの第三者提供（第12条）
  - 第6章 自己情報の開示および訂正等の申出（第13条―第23条）
  - 第7章 組織及び体制（第24条―第29条）
  - 第8章 電子計算組織による処理（第30条―第32条）
  - 第9章 雑則（第33条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

#### 第1条

この規程は、特定非営利活動法人いわい地域支援センター（以下「法人」という。）が個人情報を取り扱う場合の基本的事項を定め、個人情報に係る利用者等の基本的人権の擁護を図ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この規程において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が認識され、または識別され得るもので、文書、図面、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類する媒体に記録されたもので、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合体、又はコンピュータを用いていない場合であつても、紙面で処理した個人情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によつても容易に検索可能な状態にあるものを含む。

（2）利用者等 法人により個人情報が保有されている利用者および利用者以外の者をいう。

（3）電子計算組織 与えられた処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子計算機器の組織をいう。

（4）電子計算組織による処理 電子計算組織を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力その他これらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、または文書もしくは図面の内容を記録するための処理その他細則で定める処理を除く。

#### （法人等の責務）

第3条 法人は、個人情報の取扱いに当たっては、利用者等の基本的人権を尊重することともに、個人情報の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 法人の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

3 本規程に故意に違反し、或いは自らの職務を適正に遂行していれば違反を知り得たにもかかわらず

黙認した役職員は、就業規則に基づく処分の対象となす。

## 第2章 個人情報の利用目的の特定等

### （利用目的の特定）

第4条 法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下、「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

### （事業毎の利用目的等の特定）

第5条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前5条の規程により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

2 法人は、合併その他の事由により他の法人等から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで継承前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規程にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前5条の規程により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（3）公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 法人は、前項の規程に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定するものとする。

## 第3章 個人情報の取得の制限等

### （取得の制限）

第7条 法人は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 法人は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

3 法人は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（1）本人の同意があるとき。

（2）法令等の規定に基づくとき。

- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。
- (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。

4 法人は、前項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

(所得に際しての利用目的の通知等)

第8条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りでない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

(2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

#### 第4章 個人情報の管理

(適正管理の原則)

第9条 法人は、個人情報の適正な管理および安全の保護を図るため、つぎに掲げる事項について、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 個人情報を正確かつ最新なものとする。
- (2) 個人情報漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止すること。
- (3) 個人情報の保管場所等に対する物理的な安全措置を行うこと。

2 法人は、個人情報の保有が必要でなくなったときは、これを速やかに廃棄し、または利用を停止しなければならない。

(職員の監督)

第10条 法人は、個人情報を取り扱う職員に対し職員の責務を定め、適切なる監督・教育を行わなければならない。

(委託にかかる措置)

第11条 法人は、個人情報を取り扱う業務の処理を法人以外のものに委託しようとするときは、その委託契約等において、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

#### 第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

第12条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける場合は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 合併その他の事由による事業の継承に伴って個人データが提供される場合
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3 法人は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

## 第6章 自己情報の開示および訂正等の申出

(開示の申出)

第13条 利用者等は、法人に対し、その保有する自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示の申出（以下「開示の申出」という。）をすることができる。

2 法人は、開示の申出に係る自己情報がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当該開示の申出に応じないことができる。

- (1) 法令に定めがあるもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、推薦、指導、相談等（以下「評価等」という。）に関するものであって、本人に知らせないことが正当と認められるものまたは開示することにより当該評価等に係る法人の公正もしくは適正な業務の執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの
- (3) 調査、交渉、照会、争訟等に関するもので、開示することにより、法人の公正または適正な業務の執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの
- (4) 開示することにより、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのあるもの
- (5) 国または地方公共団体から提供された個人情報であって、開示することにより、当該情報を提供したものの適正な業務の遂行に著しい支障を生じるおそれのあるもの
- (6) 未成年者の法定代理人による開示の申出がなされた場合であって、開示することが、当該未成年者の利益に反すると認められるとき
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、本人に開示しないことが公益上特に必要であると法人が認めるとき

3 法人は、申出に係る自己情報に前項の規定に基づき開示しないこととした自己情報（以下「非開示

情報」という。)とそれ以外の自己情報とが記録されている場合において、これを容易にかつ、開示の申出の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、非開示情報に係る部分を除いて開示の申出に応じなければならない。

4 法人は、非開示情報であっても、その開示を拒む理由がなくなった後に新たに開示の申出があったときは、当該申出に応じなければならない。

(自己情報の拒否に関する情報)

第14条 開示の申出に対し、当該開示の申出に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、法人は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示の申出を拒否することができる。

(訂正の申出)

第15条 利用者等は、自己情報の事実に関する部分に誤りがあると認めるときは、法人に対し、当該自己情報の訂正の申出(以下「訂正の申出」という。)をすることができる。

(使用停止の申出)

第16条 利用者等は、つぎに掲げる場合には法人に対し、当該自己情報の使用停止の申出(以下「使用停止の申出」という。)をすることができる。

(1) 自己情報が第7条第1項及び第2項の規定に違反して収集されたと認めるとき。

(目的外利用等の中止の申出)

第17条 利用者等は、自己情報が第6条第1項から第2項までの規定に違反して目的外利用または外部提供をされたと認めるときは、法人に対し、当該自己情報の目的外利用または外部提供をされたと認めるときは、法人に対し、当該自己情報の目的外利用または外部提供の中止の申出(以下「目的外利用等の中止の申出」という。)をすることができる。

(申出の方法)

第18条 開示の申出、訂正の申出、使用停止の申出または目的外利用等の中止の申出(以下「開示等の申出」という。)を使用とする者は、法人に対し、本人であることを明らかにして、つぎに掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

(1) 開示等の申出を行う者の氏名および住所

(2) 開示等の申出に係る自己情報を特定するために必要な事項

(3) 開示等の申出の趣旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、運用規程で定める事項

2 未成年者または成年被後見人の法定代理人は、前項の規定にかかわらず、本人に代わって開示等の申出をすることができる。

3 前項の開示等の申出をしようとする法定代理人は、法人に対し、第1項の申出書を提出するほか、本人の法定代理人であることを明らかにし、かつ、それを証明するために必要な書類を提示しなければならない。

(申出に対する決定等)

第19条 法人は、開示等の申出があったときは、当該申出があった日の翌日から起算して、開示の申出にあっては15日以内に、訂正の申出、使用停止の申出または目的外利用等の中止の申出にあっては20日以内に、当該申出に応じるか否かの決定(以下「可否の決定」という。)をし、その旨を書面により速やかに当該申出を行った者(以下「申出者」という。)に通知しなければならない。

2 法人は、開示等の申出に応じない決定(申出の一部について応じない場合を含む。)をしたときは、

その理由を併せて申出者に通知しなければならない。

3 法人は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に可否の決定をすることができないときは、当該申出があった日の翌日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、法人は、延長する理由および期間を申出者に書面により通知しなければならない。

4 法人は、開示等の申出に係る自己情報が存在しないときは、その旨を書面により申出者に通知しなければならない。

5 法人は、第13条第2項の規定に基づき当該開示の申出を拒否するときは、その理由を併せて書面により申出者に通知しなければならない。

(決定後の手続)

第20条 法人は、前条第1項の規定により開示等の申出に応じる決定をしたときは、速やかに当該申出に応じなければならない。

2 法人は、前条第1項の規定により訂正の申出、使用停止の申出または目的外利用等の中止の申出に応じる決定をしたときは、その旨を外部提供を受けているものに通知する等必要な措置を講じなければならない。

(開示の方法)

第21条 法人は、前条第1項の規定により自己情報を開示するときは、記録媒体の種類、性質および状態に応じて閲覧、視聴または写しの交付のいずれかの方法により行う。

(異議の申出)

第22条 開示等の申出者は、この規定による開示決定等について不服があるときは、法人に対して書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）ができる。

2 前項の異議申出は、開示決定等があった翌日から起算して60日以内にしなければならない。

3 第1項の異議申出があった場合は、法人は、当該維持申出の対象となった開示決定等について再度の検討を行ったうえで、当該異議申出についての回答を書面により通知するものとする。

4 前項の回答に係る決定は、異議申出が第2項の期間の経過後になされたものである等明らかに不適切なものであるときを除き、原則として、特定非営利活動法人いわい地域支援センター情報公開および個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いたうえとするものとする。

5 審査会は、法人に置くものとし、その組織、委員の任命方法、会議の運営方法、意見を述べる方法その他必要な事項については、別に定める。この場合において、異議申出のある都度、審査会を置くことを妨げない。

(費用負担)

第23条 この規程による自己情報の開示等に要する費用は、無料とする。ただし、第21条の規定による写しの作成及び送付に要する費用は、申出者の負担とする。

## 第7章 組織及び体制

(個人情報保護管理責任者)

第24条 理事長は、管理者を個人情報保護管理責任者として任命する。

(個人情報保護管理責任者の責務)

第25条 個人情報保護管理責任者は、以下の事項について責任と権限を有する。

(1) 個人情報に関する法令及びその他の規範を順守し、常に情報収集を行い個人情報の保護について管理監督し最新の状態を維持すること。

- (2) 法人が所有するすべての個人情報を特定するための手順を確立し、維持すること。
- (3) 個人情報を取り扱う者に対する教育・訓練を統括すること。
- (4) 本規程及び関連する運用規定、手順書類を管理すること。
- (5) 個人情報保護のためのリスク評価を行い、合理的な安全管理措置を講ずること。
- (6) 苦情及び相談への対応を統括すること。
- (7) その他の個人情報のために効果的な事項を実施すること。

(個人情報取扱責任者)

第26条 理事長は、事業所ごとに管理者が指名する職員を個人情報取扱責任者として任命する。

(個人情報取扱責任者の責務)

第27条 個人情報取扱責任者は、担当部門における次の事項を実施する責任と権限を有する。

- (1) 本規程及び関連する運用規程、手順書類を周知し、その適切な管理について指導的役割を果たすこと。
- (2) 日常の安全対策の実施状況を個人情報保護管理責任者に対し定期的に報告すること。
- (3) 部門の担当者及び個別業務の委託先の従事者並びに派遣会社社員に対する教育・訓練を実施すること。
- (4) 取扱う個人情報のリスクレベルを把握し、個人情報保護管理責任者に報告すること。

(苦情対応)

第28条 法人は、個人情報の取扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

2 苦情対応の責任者は、個人情報保護管理責任者とするものとする。

3 個人情報保護管理責任者は、苦情対応の業務を個人情報取扱責任者に委任することができる。その場合は、あらかじめ個人情報取扱責任者を指定し、その業務の内容を明確にしておくものとする。

(事故)

第29条 個人情報保護に緊急事態が発生した場合、担当者または個人情報取扱責任者は、個人情報保護管理責任者へ直ちに報告し、指示を受ける。

2 個人情報保護管理責任者は、直ちに施設長へ報告し、施設長は適時適切な対応を行うとともに、理事長へ報告する。

3 甚大な被害が予想される事故が発生させた場合、施設長は遅滞無く関係機関等へ報告を行う。

4 理事長は、必要に応じて緊急対応チームを編成する。

## 第8章 電子計算組織による処理

(電子計算組織への記録の制限)

第30条 法人は、当該法人が保管する事務で個人情報を電算処理することができる。

(電子計算組織の結合禁止)

第31条 法人は、個人情報を処理するため、法人の電子計算組織と法人の機関以外のものの電子計算組織とを通信回線その他の方法により結合してはならない。ただし、公益または利用者福祉の向上のために特に必要な場合で、利用者等の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。

2 法人は、前項の規定により、法人の電子計算組織と法人以外のものの電子計算組織とを結合したときは、運用規程で定める事項を記録し、一般の閲覧に供しなければならない。

(運用管理規程)

第32条 法人は、電子計算組織を利用し個人情報処理するにあたり、別に運用管理規程を定めなければならない。

## 第9章 雑則

(その他)

第33条 この規程の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

<関連規程>

- ①個人情報の保護に関する運用規程
- ②苦情受付・解決に関する規程